

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、コーポレート・ガバナンス体制を適切に構築・運営していくことが重要な経営課題と認識し、経営の透明性向上とコンプライアンス体制の強化に努めております。

経営の透明性向上を目的として、客観的な視点で経営全般を判断できる社外取締役を1名選任しており、さらに従来開催している取締役会および各種定例会議に加え、半数以上を社外監査役に構成する監査役会を運営し、監視機能の強化に取り組んでおります。また、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するため執行役員制度を導入しております。

なお、社外取締役1名および社外監査役3名は、当社との間に特別な利害関係がないことから独立性が高く、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。

コンプライアンス体制に関する統括責任者としてコンプライアンス担当役員を選任し、コンプライアンス関連諸規定および教育研修制度を整備し、同体制の強化に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東京産業洋紙株式会社	1,000,000	9.30
TMY株式会社	670,885	6.24
日本紙パルプ商事株式会社	518,282	4.82
株式会社四国銀行	506,000	4.70
株式会社日本カストディ銀行(三井住友信託銀行再信託分・王子マネジメントオフィス株式会社退職給付信託口)	493,400	4.59
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	474,600	4.41
株式会社日本カストディ銀行(三井住友信託銀行再信託分・王子製紙株式会社退職給付信託口)	422,200	3.93
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	398,000	3.70
関株式会社	390,260	3.63
山岡 節子	224,562	2.09

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	パルプ・紙

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
十河 清	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
十河 清	○	独立役員であります。	長年にわたる行政機関における経験に加え、経営者としての幅広い知識も有しており、当社の経営全般について客観的かつ透明性をもって社外取締役としての役割を遂行していただきたく、選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係がないことから独立性が高く、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の実数	4 名
監査役の実数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)より、会計監査実施前に、監査の実施時期および監査方法について監査計画概要書にもとづく報告を受けるとともに、随時、監査役監査の結果などをもとに、監査留意事項等についての情報交換をおこなっております。また、会計監査実施後は、監査結果に関する特筆すべき事項や法令違反の有無などについての報告を受けております。

内部監査の実施計画については、監査役および内部監査部門の責任者が協議のうえ策定し、内部監査の実施にあたっては、監査役が立ち会うことにより、連携をより深いものにしております。

なお、会計監査人が実施する内部統制監査についても、監査留意事項等についての情報交換を通じ、内部監査部門との連携がはかられております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の実数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている実数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
寺田 覚	公認会計士													
斉藤 章	公認会計士													
前田 和秀	その他													

- 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
寺田 覚	○	独立役員であります。	直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士、税理士として専門的知識を有しており、その知識・経験を当社の監査に反映していただきたく、選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係がないことから独立性が高く、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。

斉藤 章	○	独立役員であります。	直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士、税理士として専門的知識を有しており、行政機関における監査経験などを当社の監査に反映していただきたく、選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係がないことから独立性が高く、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。
前田 和秀	○	独立役員であります。	直接会社経営に関与された経験はありませんが、過去の職務経験により、高い法令遵守の精神および中立性を有していると判断でき、社外監査役としての職務を適切に遂行していただきたく、選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係がないことから独立性が高く、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

役員報酬の業績連動性の確保およびインセンティブの付与については課題であると認識しており、検討しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役および監査役に支払った報酬
取締役 6名 141百万円(うち社外取締役 1名 3百万円)
監査役 5名 12百万円(うち社外監査役 4名 3百万円)

(注)

1. 取締役の報酬限度額は年間200百万円(2007年6月の定時株主総会決議による)、監査役の報酬限度額は年間20百万円(1995年6月の定時株主総会決議による)であります。
2. 前事業年度末現在の当社役員の数、取締役6名(うち社外取締役1名)、監査役4名(うち社外監査役3名)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、役員報酬に係る当社の考え方は以下のとおりであります。

a.役員報酬について

役員報酬は、株主総会において承認された額の範囲内で役員に分配しております。取締役の報酬限度額は年間200百万円(2007年6月26日開催の定時株主総会決議による)、監査役の報酬限度額は年間20百万円(1995年6月28日開催の定時株主総会決議による)であります。

b.取締役の報酬について

取締役への配分は、取締役会において決定しております。なお、取締役会が取締役社長に決定を一任したときは、取締役社長がその配分を決定する仕組みとなっております。また、取締役社長は、報酬の配分の決定に際し、独立した社外取締役、外部顧問、および管理部門担当役員らと検討するなど、役員報酬決定のプロセスの客観性・透明性を高めるべく取り組んでおります。

取締役への配分の決定方法は、予め取締役会で承認された基準にもとづき、職位ごとに定めた固定の月額報酬枠から具体的な報酬額を決定しております。

取締役の月額報酬の決定基準は、世間相場等を勘案し定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、現在のところ、社外取締役および社外監査役を補助する部署・担当者は置いておりませんが、管理部等が協力・補助できる体制としております。また、取締役会の開催に際しては、取締役会資料を事前に配信し、事務局が必要に応じて事前説明することとしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			0 名		
その他の事項					

現在、対象者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、経営の合理化およびスピード化をはかるため、毎月定例の取締役会を開催し、経営方針、経営計画、予算および内部統制システムの整備等の経営に関する重要事項の決議や各事業の進捗状況等を審議しております。なお、前事業年度中に開催した取締役会14回すべてに、全取締役が出席いたしております。

さらに、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するため執行役員制度を導入しており、執行役員は毎月定例の経営会議において、対処すべき課題や進むべき方向性などについて意思疎通をはかっております。加えて、取締役、執行役員および各事業部門責任者で構成する月次報告会等を毎月定例で開催し、月間の活動状況および問題点ならびにその対応等の報告等をおこない、情報の共有化をはかっております。

また、半数以上を社外監査役で構成する監査役会を運営しており、毎月定例の監査役会を開催するほか、監査役は、取締役会とはもとより、その他重要な会議に出席するなどして取締役の職務執行の監査をおこなっております。さらに、内部監査部門が内部統制システム等の監査を通じて業務の妥当性、効率性、遵法性の監査をおこない、監査役監査の実効性を確保しております。監査役監査および会計監査については、有価証券報告書4【コーポレート・ガバナンスの状況等】(3)【監査の状況】に記載のとおりです。

なお、当社は、社外取締役および社外監査役については、選任するための独立性に関する基準または方針として明確に定めたものではありませんが、当社との間に特別な利害関係がなく、必要な専門分野における豊富な経験や見識を有する候補者から選任しており、社外監査役については監査役会の同意を得ております。

当社役員との責任限定契約については、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)および監査役との間に、会社法第427条第1項の規定にもとづき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める額を限度とする旨の契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、独立役員である社外取締役1名を選任し、取締役会に客観的な視点を取り入れることによって、活発な議論を交わすとともに意思決定の透明性・合理性を高めております。また、当社は監査役会設置会社であり、半数以上を社外監査役(独立役員3名)で構成する監査役会を運営し、取締役の職務執行に対する監査の実効性を確保しており、透明性の高いガバナンス体制が整備できていると判断し、現行の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、より多くの株主のみなさまにご出席いただけるよう、集中日を避けて開催しております。
その他	当社は、株主のみなさまに各議案について適切にその賛否をご判断いただけるよう、招集通知について、図表を用いること等によりビジュアル性を高め、読みやすくわかりやすいデザインとすることで的確な情報提供をおこなっております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、第2四半期・期末決算説明会をおこなっており、必要に応じて、当社工場見学会を開催しております。なお、説明会の開催予定は、当社のホームページにて公開しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページに株主・投資家情報として決算情報、その他適時開示資料、会社説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社は、IRに関する担当部門として経営企画室を設置し、当社のホームページ(株主・投資家情報)に問い合わせ窓口として掲載しております。	
その他	当社は、野村インベスター・リレーションズ株式会社とIRコンサルティング・サービス契約を締結し、IR活動の質の向上に努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社「行動規範」において規定しており、当該規定は当社のホームページにて公開しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社のホームページにて、公開しております。
その他	1. 女性活躍の推進 当社は、女性活躍推進法にもとづき、女性の活躍を推進する方策として、女性が多く部署で能力発揮・キャリア形成ができ、管理職等の要職を担うことができるよう、2016年4月に行動計画を策定しております。 同計画において、2016年4月1日から2021年3月31日を計画期間として定め、「係長の役職者に占める女性割合を10%以上とする」ことを定量的目標としてさまざまな取り組みを進めております。その結果、係長職に占める女性の割合が6%(2016年3月31日時点)から12%まで上昇しております。 引き続き、管理職および女性従業員を対象とした教育を実施することで、女性の部下育成・キャリア形成の考えを醸成するとともに、さらなる女性活躍の推進に努めてまいります。 2. 健康経営の推進 当社は、「安全・健康はすべてに優先する」という基本方針にもとづき、「安全・健康を最優先する企業風土が、従業員一人一人の幸せと企業価値を高める」、「従業員と家族の安全・健康が事業継続につながる」という考えのもと、健康経営を推進しております。 現在取り組んでいる重点項目および組織体制等については、当社のホームページにて公開しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【内部統制システムに関する基本的な考え方】

当社は、企業活動を展開するにあたり、国の内外を問わず、人権を尊重し、関係法令および社会規範を遵守するとともに、企業倫理の精神の高揚に努めます。

【内部統制システムの整備状況】

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制に関する統括責任者としてコンプライアンス担当執行役員を選任し、コンプライアンス関連諸規定および教育研修制度を整備し、同体制の強化に取り組んでおります。
- (2) 各部門から独立した組織である監査室は、職務の執行が法令および定款等に準拠し適正・妥当かつ合理的におこなわれているかを検証するため、年度計画にもとづく内部監査を実施し監査結果を経営トップに報告しております。
- (3) 部門間の内部けん制を働かせるため、各担当部門は、稟議制度の運用、社内規定の整備、人事管理、社内情報システム構築、情報開示および予算・実績管理等をおこなっております。
- (4) 使用人が、コンプライアンス上疑義がある行為等を認知した場合に相談および通報できる窓口として内部通報制度を導入・運用しております。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

関係法令等および社内規定にもとづき、取締役の職務執行にかかる情報の保存および管理を適切におこない、常時閲覧できるようにしております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) コンプライアンス担当執行役員は、当社グループのリスク管理およびコンプライアンスに関する体制の整備に取り組み、各主管部門と連携しながら、環境、品質および災害等にかかるリスクについて、リスクの特定、発生の未然防止およびリスク発生時における影響の軽減等をはかるよう推進しております。
- (2) 当社は、地域特性として大地震等の大規模災害が発生するリスクを抱えていることから、「従業員の安全確保」および「お客様への供給責任を果たし、信用・信頼を維持すること」をBCP基本理念とし、南海トラフ地震の被害想定を前提に、米子工場での生産体制等も含め、ハード面の整備にとどまらず、計画の実効性・実用性について評価・改善に取り組んでおります。

4. 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- (1) 毎月取締役会を開催し、経営に関する重要事項の決議や各事業の進捗状況を審議確認しております。また、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するため、執行役員制度を導入しており、取締役会において選任された執行役員が、取締役会および代表取締役の統括のもと、自己の分掌範囲について職務を遂行する体制の整備をはかっております。
- (2) 執行役員が、その職務執行にあたり、対処すべき課題および取り組むべき方向性等について意思統一をおこなう場として、経営会議を毎月、また必要に応じて適宜開催しており、機動的な対応が可能な体制をとっております。
- (3) 中期経営計画については、経営会議において関連部門との連携のもと策定しており、単年度の経営計画については、代表取締役の次期経営方針にもとづき各部門が新たな部門方針を策定し、速やかに全社に周知するとともに、期初に開く経営計画発表会等を通じ当社グループでの共有化をはかっております。

5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社「行動規範」の精神をグループ単位で共有し、実践できる体制づくりに取り組んでおります。
- (2) 当社は、子会社の取締役から職務執行状況について報告を受ける等、子会社の職務執行を監視・監督しております。
- (3) 社内規定にもとづき、子会社は重要な投資案件等について、事前に当社の承認を受けることとしております。
- (4) 監査室は、子会社における業務の適正性に関し、内部監査を実施しております。
- (5) 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計等会社の個性および特質を踏まえた内部統制システムを、自主的に整備することとしております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社の事業形態および規模等から判断し、監査役の職務を補助する使用人は置いておりませんが、今後事業拡大等によりその必要性が生じた場合には、監査役の意向も踏まえ、合理的な範囲で配置することとしており、当該使用人が監査役の指揮命令に従うものである旨を周知徹底しております。
- (2) 当該使用人の任命および異動等人事権にかかる事項の決定については、監査役の意向を反映させるよう配慮し、取締役からの独立性を確保しております。

7. 当社および子会社の取締役、使用人が当社の監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制ならびにその他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- (1) 監査役が必要に応じて取締役または使用人から職務執行の状況について報告を受けることができる体制を整備するとともに、監査が実効的におこなわれることを確保するため、関連部門が監査役の業務を補助しております。
- (2) 子会社の取締役、使用人からの報告については、必要に応じて監査役へ報告する体制としております。
- (3) 内部通報の内容については、監査役にも報告する体制をとっております。

8. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告をおこなった当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いをおこなわないことを当社グループの役職員に周知徹底しております。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは債務の処理にかかる方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には組織として毅然と対応し、これらの団体と関係のある企業とは一切取引をおこないません。また、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、関係機関および地域協議会等と緊密な連携をとり、法的な対応も含め、適切な対処をおこなうよう取り組んでおります。なお、不当要求防止責任者の設置、関係機関が開催する会合での情報収集、対応マニュアルの整備等、平素から取り組んでおります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示体制は、社内で内部情報が発生した場合、各事業部門から経営企画室に情報が集約されます。経営企画室は、関係部門と意見交換をおこない、開示の要否を検討し、経営企画室長(情報取扱責任者)を通じて、直ちに代表取締役社長に報告し、下記の手続きを経て、適時開示をおこないます。

決定事実および決算情報については、取締役会の承認後、遅滞なく適時開示をおこないます。

発生事実は、発生後、経営企画室長(情報取扱責任者)がその事実を代表取締役社長に報告し、直ちにこれを開示します。

東京証券取引所等に開示した情報に関しては、開示後、当社ホームページにて公開しております。

